

石油受渡条件調整実施要領

石油受渡条件調整実施要領

(目的)

第1条 本要領は、石油受渡細則（以下「細則」という。）第23条に規定する受渡条件調整による受渡し（以下「受渡条件調整」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第1条の2 受渡条件調整は、受渡しを行う取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第3条、第4条、第15条及び第16条において同じ。）が、当月限納会後に、受渡条件について協議し合意が得られた場合、その旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(利用可能対象者)

第2条 細則第2条第2号及び第3号に規定する製造所又は貯蔵所に設置されているタンク内において、当該受渡品を移動させることなく行う受渡し（以下「インタンクトランスファー」という。）は、次の各号の一に該当する者であって、かつ、当社が適当と認めたものに限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者

2 前項の規定にかかわらず、軽油にあつては、渡方は細則第3条第1項第1号に定める者、受方は同項第1号から第4号までに定める者であつて、かつ、当社が適当と認めたものに限り行うことができるものとする。

(申出期間及び方法等)

第3条 受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

(1) 申出を行う取引参加者は、細則第23条第1項に規定する期間内（ニに定める書面について、当社が認めた場合には、受渡日の前営業日の午後3時30分）までに、以下の書類を当社に差し出さなければならない。

イ 渡方及び受方が連署した通知書

ロ 受渡日、受渡場所、受渡数量、受渡方法及び受渡しに提供する受渡品が受渡供用品に該当することを証する書面（以下「品質確認書」という。）の添付（第10条の規定に基づく場合に限る。）の有無等を記載した受渡通知書

ハ インタンクトランスファーを行う場合には、受渡日、受渡場所、受渡数量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる受渡しに係る契約書等の書類の写し（以下「契約書等」という。）

ニ インタンクトランスファーを行う場合には、受渡場所若しくは当該受渡品を保管

又は管理している者が、当該受渡品を渡方及び受方間でインタンクトランスファーを行うことについて同意する旨を記載した書面

ホ ニに規定する書面について、渡方又は受方が自己の所有する受渡場所（タンク業者等からタンクの全部若しくは一部について賃貸借契約又はこれに準ずる契約等を締結している場合の受渡場所を含む。）若しくは当該受渡品を自己で保管又は管理しているタンク内においてインタンクトランスファーを行う場合は省略することができる。

- (2) 前号の申出は、原則として、渡方は受渡場所について少なくとも製造所、貯蔵所のいずれであるかを、受方は受渡日について少なくとも当月限における上旬、中旬又は下旬等いずれの時期であるかを相手方に提示のうえ受渡当事者間で協議し、合意したものについて行うものとする。
 - (3) 当社は、第1号に規定する受渡通知書等を受理したのち、遅滞なく当該取引参加者に対して受渡代金（ガソリンにあつては、受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額とし、軽油について、軽油引取税が課される受渡しを行う場合にあつては、軽油引取税の税額分を加算した金額とする。以下同じ。）及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。
 - (4) 申出を行った取引参加者は、当月限の10日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）までに、第1号及び第2号に係る詳細な受渡内容を受渡当事者間で合意し、第9条の規定に基づき受渡しを行うものとする。
 - (5) 申出を行った取引参加者は、第1号に規定する受渡通知書又は契約書等に記載されている内容を受渡当事者間の合意に基づき変更するときは、受渡日の午後3時30分（休業日にあつては前営業日の午後3時30分まで）に、改めて受渡通知書及び契約書等を当社に差し出さなければならない。この場合、当社は、遅滞なく当該取引参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。
- 2 当社は、前項第1号に定める申出のうち、受渡方法がインタンクトランスファーの場合にあつては、申出取引参加者に対し受渡しに関する詳細な説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 当社は、前項の規定に基づき、受渡しに関する詳細な説明を求め、又は資料の提出を求めた場合において、当該取引参加者が正当な理由なくこれに応じないとき、若しくは説明又は資料を求めた結果、インタンクトランスファーにより受渡しを行うことが適当でないと当社が認めたときは、他の受渡方法に変更を指示することができる。

（申出の取消）

第4条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡供用品)

第5条 受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とする。

(1) ガソリン

日本工業規格K2202の2号の品質基準並びに石油市場及び中京石油市場の受渡しに関する取扱要領に定める要件を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン

(2) 灯油

日本工業規格K2203の2号の品質基準並びに石油市場及び中京石油市場の受渡しに関する取扱要領に定める要件を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油

(3) 軽油

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本工業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類(特1号～特3号)の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油

(受渡場所)

第6条 受渡場所は、本邦所在の細則第2条第2号及び第3号において規定する製造所又は貯蔵所のうち、受渡当事者間で合意した場所とする。

(受渡品の量目の計算)

第7条 受渡品の量目については、業務規程第49条に規定する受渡場所(以下「受渡場所」という。)に設置されている流量計の数値に基づくものとし、海上出荷の場合には、日本工業規格K2249において規定する容量換算係数に従い、当該受渡品の油温を15℃に換算した数値とする。

2 受渡品の量目はリットル位までとし、リットル未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。

3 業務規程第49条において規定する受渡場所以外の受渡場所で受渡しを行う場合には、第1項の規定にかかわらず、第9条第1項第6号において規定する協定書等に記載されている数値に基づくものとする。

4 インタンクトランスファーについては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に規定する受渡通知書及び契約書等に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡日)

第8条 受渡日は、業務規程第50条において規定する期間のうち、受渡当事者間で合意した日とする。

(受渡方法)

第9条 受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 渡方は、受渡日の前営業日の正午までに、業務規程第54条第2項に定める出荷依頼書等及び品質確認書（第10条の規定に基づき、受方が当該書面の添付を希望した場合に限る。）を当社に差し出さなければならない。
- (2) 受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、前号に規定する出荷依頼書等及び品質確認書の交付を受ける。
- (3) 受渡しの方法は、細則第2条第1号において規定する海上出荷又は陸上出荷（「陸上出荷」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第2条第6号において規定する移動タンク貯蔵所（以下「タンクローリー」という。）による出荷のことをいう。）のほか、受渡当事者間で合意した方法により行うものとする。ただし、受渡品は、渡方から受方へ確実に移動させなければならない。
- (4) 前号の受渡しは、業務規程第17条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。
- (5) 軽油にあっては、渡方及び受方は、受渡しが完了するまでに、細則第3条第4項に定める軽油受渡当事者確認書を当社に差し出さなければならない。
- (6) 受方は、受渡日の翌々営業日の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を提出しなければならない。この場合において、受渡完了通知書は、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面（以下「協定書等」という。）に基づき作成したものでなければならない。
- (7) 当社は、前号に定める受渡完了通知書が提出された（毎営業日午後3時30分までに当社が受領したものに限り。）翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。
- (8) 受方は協定書等を保存し、当社が必要と認めたときは、当該協定書等を提出しなければならない。
- (9) 記載受渡数量と受渡品の量目との間に過不足が生じた場合（第17条第1項に定める許容限度の範囲内に限り。）、受方は、当月限最終受渡日の2営業日後の午後3時30分までに当該過不足に係る数量を当社に報告するものとし、当社は、次のとおり当該過不足に係る受渡代金等の調整を行う。
 - イ 受渡品の量目が増量した場合
 - (i) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、増量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。
 - (ii) 受方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、当該受方より差し出された日の翌営業日の正午までに渡方に支払うものとする。

ロ 受渡品の量目が減量した場合

(イ) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、減量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方及び受方の双方に対してこれを通知する。

(ロ) 渡方は、当月限最終受渡日の4営業日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、当該渡方より差し出された日の翌営業日の正午までに受方に支払うものとする。

2 インタンクトランスファーについては、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 受方は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出さなければならない。

(2) 受方は、受渡日の翌営業日の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を当社に差し出さなければならない。

(3) 渡方又は受方は、受渡日の翌営業日の午後3時30分までに、受渡場所若しくは当該受渡品を保管又は管理している者が受渡日現在において、タンク内に渡方若しくは受方が保有する受渡品が蔵置されていること又はされていたことを確約する旨を記載した書面を当社に差し出さなければならない。

(4) 当社は、前二号に定める書類が提出された翌営業日の正午までに、渡方に対して受渡代金等を支払う。

(5) インタンクトランスファーは、業務規程第17条に規定する受渡単位にかかわらず、分割して行うことができる。

(品質確認書)

第10条 渡方は、受渡場所のうち、貯蔵所において受渡しを行う場合であって、次の各号のいずれにも該当せず、受方から品質確認書の添付要請がなされた場合には、これに応じなければならない。ただし、次項第2号の添付要請の場合には、受方の都合による受渡日の変更により、渡方が添付できない場合に限り、渡方は次項第1号の添付に変えることができるものとする。

(1) 海上出荷以外で受渡しを行う場合

(2) 受渡当事者の合意により業務規程第49条において規定する受渡場所以外の場所で受渡しを行う場合

(3) 細則第5条に定める受渡供用品以外で受渡しを行う場合

2 前項の品質確認書は、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2に規定する登録分析機関又は登録分析機関に準ずる機関として当社が認めた機関が、次のいずれかの方法により分析を行ったものであり、分析結果が第5条に規定する日本工業規格の品質基準を満たしているものでなければならない。

(1) 当該受渡品が蔵置されているタンクについて、当月限の1日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は順次繰り下げる。）に採取し

た試料を分析したもの。

- (2) 当該受渡品が蔵置されているタンクについて、第3条第1号に規定する受渡通知書に記載されている受渡日以前のタンクに最終搬入した時点で採取した試料を分析したもの。

(内航船又はタンクローリーの手配及び登録等)

第11条 第9条第1項第3号に規定する海上出荷における内航船及び陸上出荷におけるタンクローリーは、渡方が手配する場合を除き受方が手配するものとする。この場合において、受方は、受渡場所の定める入港許可基準若しくは入構許可基準に合致した内航船又はタンクローリーを手配しなければならない。

- 2 受方は、内航船又はタンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければならない。
- 3 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が手配した内航船又はタンクローリーの登録等、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければならない。
- 4 業務規程第49条において規定する受渡場所以外の受渡場所で受渡しを行う場合若しくは細則第2条第1号及び第9条第1項第3号において規定する出荷方法以外の出荷方法で受渡しを行う場合には前三項の規定にかかわらず、受渡当事者の合意により決定するものとする。

(渡方の責任範囲)

第12条 受渡しにおける渡方の責任の範囲は、海上出荷の場合には、出荷ホースの先端フランジと内航船のマニホールドフランジの接続点を受渡品が全量通過するまでとし、陸上出荷の場合には、設備のタンクローリー用ローディングアームの先端を受渡品が全量通過するまでとする。

- 2 業務規程第49条において規定する受渡場所以外の受渡場所で受渡しを行う場合若しくは細則第2条第1号及び第9条第1項第3号において規定する出荷方法以外の出荷方法で受渡しを行う場合（インタンクトランスファーを含む。）には、前項の規定にかかわらず、受渡当事者の合意により決定するものとする。

(受渡諸費用の負担)

第13条 受渡諸費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用は、渡方の負担とする。
- (2) 内航船又はタンクローリーの手配及び登録に要する費用は、受方の負担とする。
- (3) 第10条に規定する品質確認書を発行するために要する費用は、渡方の負担とする。
- (4) その他業務規程及び本要領に定めのない費用の負担は、受渡当事者が合議の上決定

するものとする。

- 2 業務規程第49条において規定する受渡場所以外の受渡場所で受渡しを行う場合若しくは細則第2条第1号及び第9条第1項第3号において規定する出荷方法以外の出荷方法で受渡しを行う場合（インタンクトランスファーを含む。）には、前項の規定にかかわらず、受渡し当事者の合意により決定するものとする。

（故障の申立）

第14条 受方は、受渡品について、量目不足、不純物の混入、水の混入又は品質が第5条に定める受渡供用品の基準に満たない等の故障があると認めるときは、受渡日の翌営業日の午後5時までに当社の定める書面をもって、当社及び渡方に対し、故障の申立をすることができる。ただし、業務規程第49条において規定する受渡場所以外の場所で受渡しを行う場合若しくは細則第2条第1号及び第9条第1項第3号において規定する出荷方法以外の方法で受渡しを行う場合（インタンクトランスファーを含む。）又は細則第5条に定める受渡供用品以外で受渡しを行う場合には、受方は、当社及び渡方に対し、故障の申立をすることができない。

- 2 受方は、前項に規定する事由について故障の申立をする場合は、当該受渡品の故障の事実が確認できる証拠物件等を当社に提出しなければならない。尚、この場合の証拠物件等は、渡方が確認したものでなければならない。

（受渡証明書類の保存）

第15条 受渡条件調整を行った取引参加者は、第3条第1項第1号ニ及び第9条第2項第3号に定める書類について、保存しておかななければならない。

（法定帳簿の記載方法）

第16条 受渡条件調整を行った取引参加者は、法定帳簿上、受渡条件調整により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

（石油受渡細則の準用）

第17条 細則第3条第2項から第5項、第3条の2、第4条、第7条、第15条、第16条及び第18条から第21条の規定は、受渡条件調整について準用する。

- 2 細則第27条及び第28条の規定は、受渡条件調整について準用する。この場合において、「本細則」とあるのは「本要領」と読み替えるものとする。

（改廃）

第18条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第2条（利用可能対象者）、第3条（申出期間及び方法等）、第5条（受渡供用品）及び第7条（受渡品の量目）から第14条（故障の申立）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第2条（利用可能対象者）第1号の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第3条（申出期間及び方法等）、第5条（受渡供用品）、第7条（受渡品の量目）、第9条（受渡方法）、第15条（受渡証明書類の保存）及び第17条（石油受渡細則の準用）の変更規定は、平成22年5月6日に施行する。

附則

第2条（利用可能対象者）、第7条（受渡品の量目の計算）及び第16条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第1条の2（定義）の新設規定及び第2条（利用可能対象者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第9条（受渡方法）の変更規定は、平成26年10月1日に施行する。

附則

第9条（受渡方法）及び第15条（受渡証明書類の保存）の変更規定は、平成28年3月22日に施行する。

附則

第1条の2（定義）、第2条（利用可能対象者）、第3条（申出期間及び方法等）、第4条（申出の取消）、第15条（受渡証明書類の保存）、第16条（法定帳簿の記載方法）及び第17条（石油受渡細則の準用）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第5条（受渡供用品）及び第10条（品質確認書）の変更規定は、平成28年11月14日に施行し、平成29年6月限以降の限月の受渡しから適用する。

附則

第3条（申出期間及び方法等）、第9条（受渡方法）及び第15条（受渡証明書類の保存）の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第3条（申出期間及び方法等）及び第17条（石油受渡細則の準用）の変更規定は、平成30年4月27日に施行し、平成30年6月限以降の限月から適用する。